第十一条第一項	設置者	所管大臣
行政庁に申請し、その承認を受けなければならない		行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第十一条第二項	設置者	所管大臣
行政庁に届け出なければならない		行政庁に通知するものとする

第十六条の表第十二条第一項の項を次のように改める。

第十二条第一項	設置者	所管大臣
行政庁に報告しなければならない		行政庁に通知するものとする

第十六条の表前条の項を次のように改める。

前条	設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない		書面により、行政庁に申し出るものとする

第二十条中「、第七条、第十条後段、第十一条第一項後段及び第二項後段、第十二条第一項後段並びに第十五条後段」を「並びに第七条」に改める。

（視能訓練士法施行令の一部改正）

第六条　視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段を削る。

第十七条の表第十一条の項から第十二条第二項の項までを次のように改める。

第十一条	設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない		書面により、行政庁に申し出るものとする
第十二条第一項	設置者	所管大臣
行政庁に申請し、その承認を受けなければならない		行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第十二条第二項	設置者	所管大臣
行政庁に届け出なければならない		行政庁に通知するものとする

第十七条の表第十三条第一項の項を次のように改める。

第十三条第一項	設置者	所管大臣
行政庁に報告しなければならない		行政庁に通知するものとする

第十七条の表前条の項を次のように改める。

前条	設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない		書面により、行政庁に申し出るものとする

第二十条中「、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段」を「並びに第七条」に改める。

（歯科衛生士法施行令の一部改正）

第七条　歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条の二後段を削る。

第九条の表第三条の項から第四条第二項の項までを次のように改める。

第三条	設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない		書面により、行政庁に申し出るものとする
第四条第一項	設置者	所管大臣
行政庁に申請し、その承認を受けなければならない		行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第四条第二項	設置者	所管大臣
行政庁に届け出なければならない		行政庁に通知するものとする

第九条の表第五条第一項の項を次のように改める。

第五条第一項	設置者	所管大臣
行政庁に報告しなければならない		行政庁に通知するものとする

第九条の表前条の項を次のように改める。

前条	設置者	所管大臣
申請書を、行政庁に提出しなければならない		書面により、行政庁に申し出るものとする

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第二条後段、第三条第一項後段及び第二項後段、第四条第一項後段並びに第七条後段を削る。

第八条の表第二条の項から第三条第二項の項までを次のように改める。

第二条	設置者	所管大臣
行政庁に申請しなければならない		行政庁に申し出るものとする
第三条第一項	設置者	所管大臣
行政庁に申請し、その承認を受けなければならない		行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第三条第二項	設置者	所管大臣
行政庁に届け出なければならない		行政庁に通知するものとする